

男女共同参画の視点から

広報物における

# 表現のガイドライン



## 《目次》

はじめに	1
男女のどちらかに偏っていませんか	2
男女の役割やイメージを固定化していませんか	3
男女を対等な関係で描いていますか	5
男女で異なった表現を使っていませんか	6
目を引くだけの表現になっていませんか	8
考えてみましょう！言葉と表現	9
チェックシート	10

古賀市

## はじめに・・・

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しながら、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。「男女共同参画基本法」(平成11年6月)が制定されて以来さまざまな法律や施策が実行されてきました。しかし、このような中であっても、いまなお性別で生き方や役割を固定してしまう意識(固定的な性別役割分担意識)が根強く残っています。男女共同参画社会実現のため、この意識解消は重要な課題のひとつとなっています。

## 古賀市では・・・

古賀市では平成16年に「古賀市男女平等をめざす基本条例」を制定し、第10条において「男女の固定的な役割分担、性別による人権侵害及び女性に対する暴力等を助長するような表現並びに過度な性的な表現を行なわないよう配慮しなければならない」と規定しています。市では日々様々な情報発信をしています。

広報物の作成者一人一人がガイドラインを参考にし、より適切な表現に心がける必要があります。

## ガイドラインの目的

このガイドラインは、特定の表現を禁止したり、その是非を論じたりするものではありません。何気なく使ってきた表現について、男女共同参画の視点を取り入れ、より効果的で共感を得られるものとなるように利用していただくものです。

## すべてが対象です

このガイドラインは、古賀市が発信するあらゆる情報が対象となります。

広報紙、テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、刊行物、ウェブサイトなどにおける文章、イラスト、写真、音声、映像など全ての情報が対象です。

\*企業・市民の皆様にも是非ご活用頂き、「一人ひとりが大切にされ、生き生きと生活できる社会」を共に形成していきましょう。

# 1 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？

## ◎女性にも男性にも伝わりますか

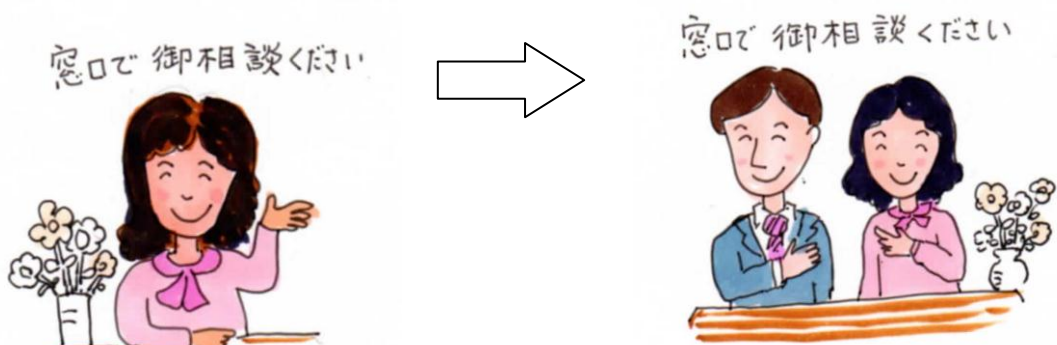
例えば、男性の多い職種の職員募集を広報する場合、女性の採用もあるのに、ポスターの登場人物は男性だけにしてしまうといったことです。また、言葉を使う際にも注意が必要です。

「フレッシュマン→新人」「潜水夫→ダイバー」

「OB→出身者」「父兄→保護者」など、性別を特定しない言葉

## ◎男女が登場していますか？

広報物の内容が男女双方に関わる場合、登場する男女のバランスにも配慮し、いずれかに偏らないよう心がけましょう。

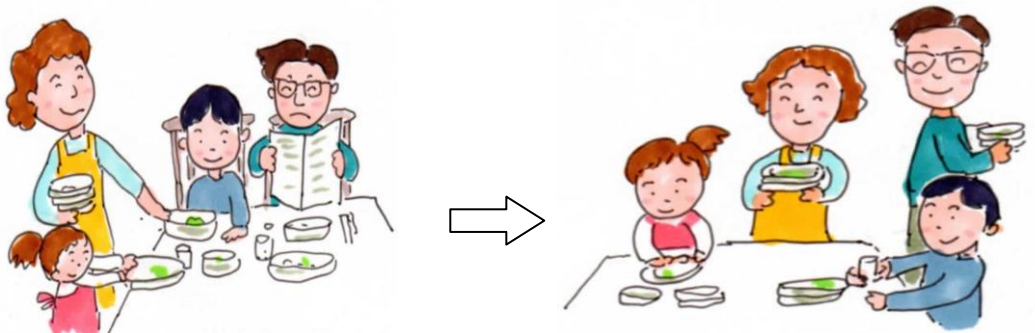


## 2 男女の役割やイメージを 固定化していませんか？

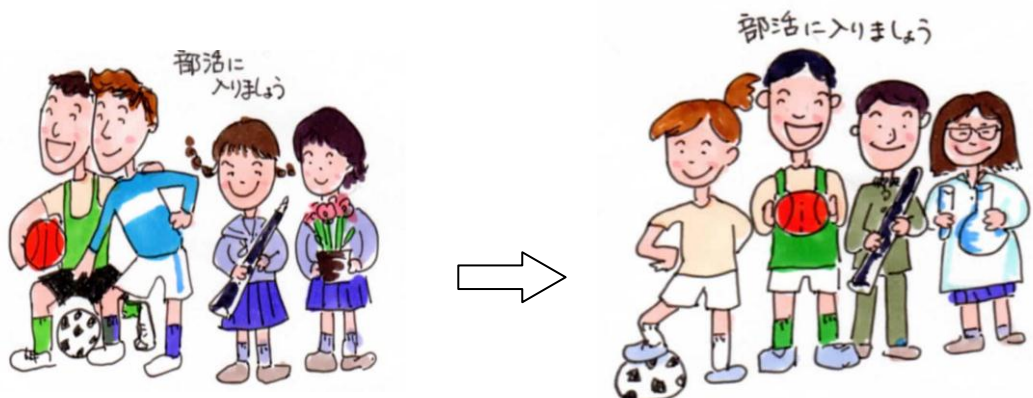
### ◎男女を固定的に描いていませんか？

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を強調したり、性別で職業を分ける表現ばかり用いるのではなく、男女が仕事や家事・育児で協力したり、さまざまな職業についたりしている現実を反映させる表現を心がけましょう。

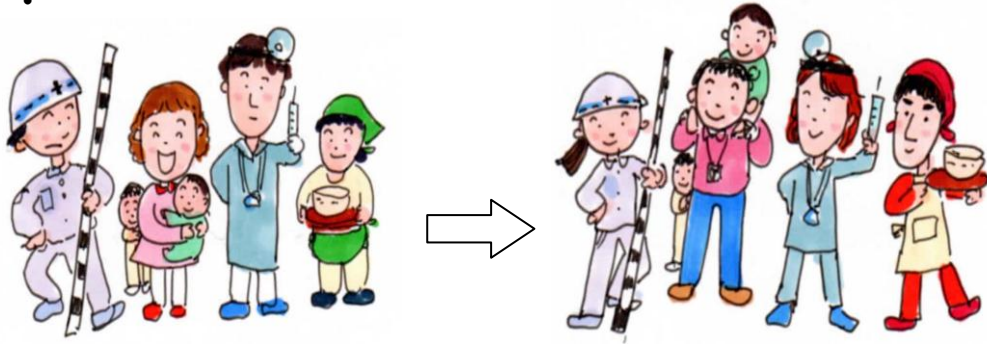
家庭・・・



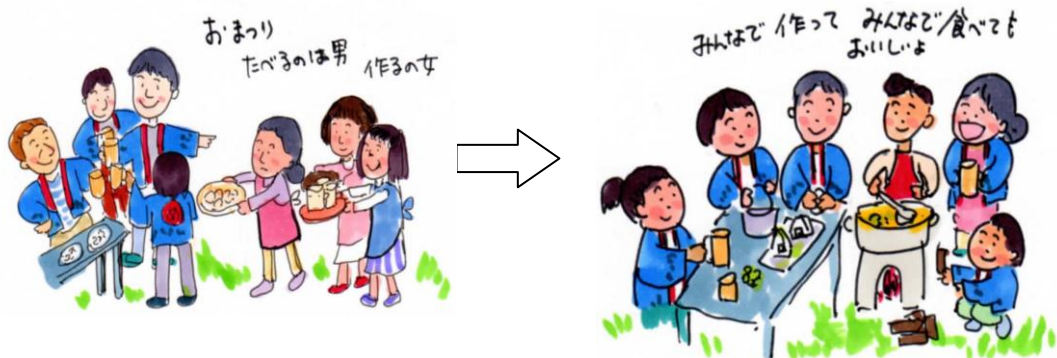
学校・・・



職場・・・

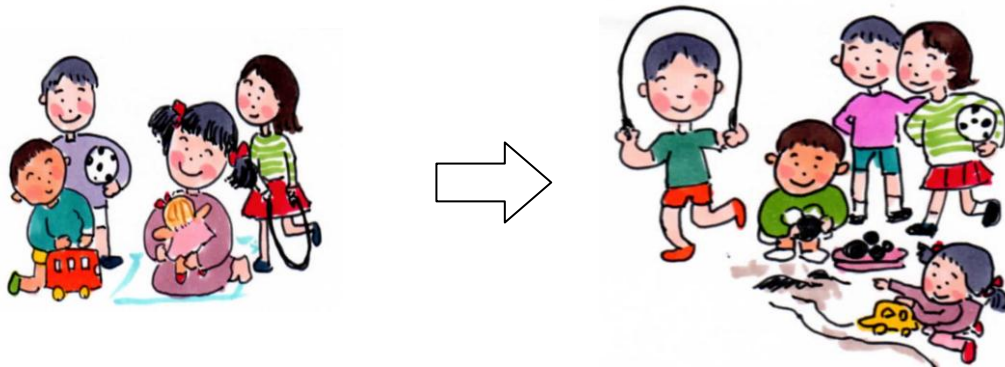


地域・・・



## ◎いろいろな個性を表現しましょう

好みや行動は人それぞれです。男女それぞれを幅広いイメージで表現しましょう。



\* 固定的なイメージにとらわれない表現をしましょう！

### 3 男女を対等な関係で描いていますか？

#### ◎男性がいつもリーダーでしょうか？

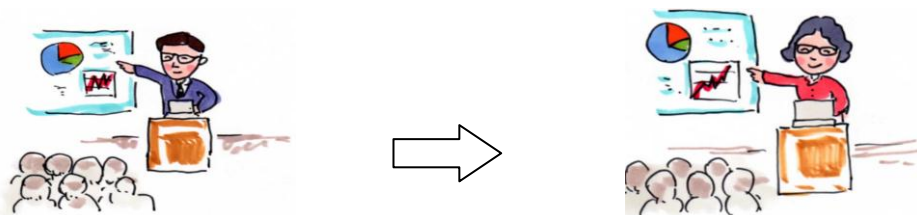
男女は、対等で、地位や立場もさまざまであることを示す表現を心がけましょう。

常に男性がリーダー、女性はアシスタント、いつも男性を中心

男性が教え・命じ、女性が問い・従うという関係

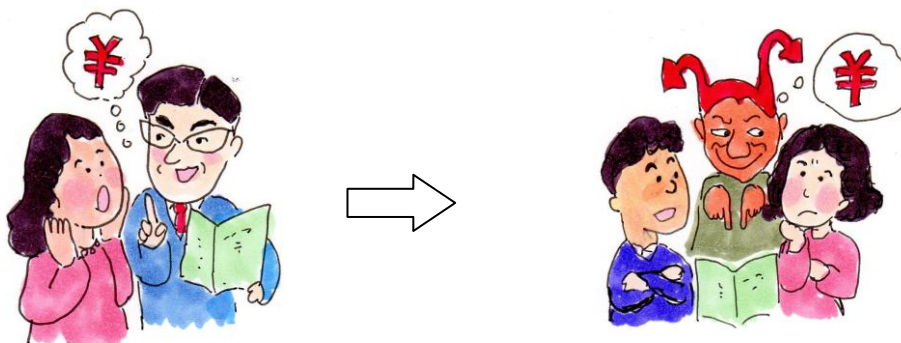
制度の解説などの「Q&A」では、質問側が女性、回答側が男性の例が多いのでパターンをときどきは変える工夫を。

好ましくない文章表現・・・「男性顔負けの活躍」、「女性でも簡単に分かる」



#### ◎被害者はいつも女性でしょうか？

常に加害者を男性、被害者を女性とするのではなく、内容に応じた表現をしましょう。



## 4 男女で異なった表現を使っていますか？

### ◎「女性」をかぶせる必要はありますか？

職業や地位に触れるときに、女性の場合だけ性別を冠するのは、女性を例外的、特殊だという印象を与えてしまいます。

「女子社員」、「女社長」、「女弁護士」、「女医」



### ◎性に特有な表現は必要でしょうか？

男性または女性だけに使われる表現や、性別のイメージで個人の特性を決めつけるような表現ではなく、男女いずれに対しても使える言葉を工夫しましょう。

「男まさり」「女性ならでは」

「女々しい・雄々しい」「男らしい判断」

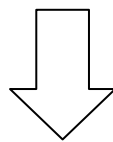


## ◎男女の呼称の区別は必要でしょうか？

男性を姓で示す一方で、女性を安易に名前で示すことがあります。

同一広報では、同一の呼称や敬称を心がけましょう

新入生の「山田くん」と  
「よしえさん」  
です。



新入生の 山田さんと佐藤さん  
です。



\*家族を紹介する場合には、夫は姓で示し妻を名で示すことがあります



## 5 目を引くだけの表現になっていませんか？

### ◎女性をむやみに“アイキャッチャー”にしていますか？

人の目を引くためだけに、アイキャッチャーとして女性を飾り物として使っていませんか。内容と無関係な使い方をすると、本来の伝えたい内容が不明確な広報になってしまいます。



言葉やイラストなどの表現は、繰り返し使われることにより、人々のものの見方に影響を与えます。

何気なく使っている表現が性別イメージの固定化につながっていくことを再認識していただき  
伝えたい内容や対象に合わせた、効果的な表現の工夫をお願いいたします。

## 6 考えてみましょう！言葉と表現

日常視聴している言葉や表現の中には、女性を例外的な存在とし、平等に扱っていないような表現がみられます。性別の固定的なイメージにしばられない豊かな言葉・表現を考えてみましょう。

見直したい表現	理由	望ましい表現
主人・旦那・奥さん 家内・亭主	男性を主、女性を従にとらえ、女性は家の中にいるような印象を受けます。	夫・妻・配偶者 パートナー
嫁・嫁ぐ 舅（しゅうと） 姑（しゅうとめ）	かつての家父長制度に基づいた表現です	息子の妻・〇〇さんのパートナー 結婚する 妻（夫）の父 妻（夫）の母
婦人・婦女	男性側に対語がありません	女性
男勝り・男顔負けの 女だてらに・女のくせに	たとえほめ言葉であっても、女性が男性より劣っていることを前提とした表現です	使用しない
父兄	保護者を男性に特定した、男性中心の言葉です。	保護者
女流作家・女子アナ 女医・女性弁護士	女性の場合にだけ職業名の前に「女性～」とつけることにより性別を強調したり特別視したりすることにつながります	作家・アナウンサー 医師・弁護士
OL・サラリーマン	男女で区別する必要はありません	会社員
保母・保父 看護婦・看護師 保健婦・保健士	1998年に法制定・1999年施行 2001年に法制定・2002年施行 2001年に法制定・2002年施行	保育士 看護師 保健師

\*表示・印刷する前に、もう一度確認してみましょう。

## **チェックシート**

はじめに

1. 何を伝えたいですか？
2. 誰に伝えたいですか？
3. 何を強調したいですか？

チェック項目

1	男女いずれかに偏ったイメージになっていませんか？ (男女バランスよく登場していますか)	
2	男女が固定的なイメージになってませんか？ (例、色の好み、服装、興味、関心など)	
3	男女を対等なイメージで描いていますか？ (男性ばかりがリーダー、主従、上下、強弱関係等)	
4	男女で異なった言葉の表現を使っていませんか？ (女子社員、女教師、ママさん〇〇など)	
5	目を引くだけの表現になっていませんか？ (内容とは関係なく、女性の姿を使っていませんか)	

\*担当者をはじめ複数の方で確認しましょう。

\*業者に刊行物等の作成依頼時は、このガイドラインを元にチェックをしましょう。

\*業者の作成したものを購入する場合は、このガイドラインを参考に適切な表現のものを  
選択するようにしましょう。

## 第2次古賀市男女共同参画計画（平成24年度～平成33年度）

古賀市では、平成15年3月に「古賀市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の確立を目指し積極的な取り組みを実施してきました。しかし、固定的な性別役割分担意識や「職場」「国や政治の場」において、男女が平等である実感が少ない状況であり解決すべき課題がまだ多く残されています。これらの課題を踏まえ「男女共同参画社会基本法」に加え「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき第2次古賀市男女共同参画計画を平成24年3月に策定しました。

改訂 本ガイドラインは計画に定められた具体施策「①出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底」に基づき定めるものです。

基本理念 人権の確立と両性の平等

目 標 男女共同参画社会の確立

基本目標 I. 男女平等意識の向上

基本方向 1. 男女平等意識の形成

基本施策 (2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進

具体施策 ①出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底

○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し  
男女平等の視点に配慮した表現を徹底する。

(第2次古賀市男女共同参画計画抜粋)

平成26年11月 古賀市男女共同参画推進委員会 作成